資料２

【報告事項】

第２回病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について（報告）

1　病床数適正化緊急支援事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。

（概要）医療需要の変化を踏まえた病用数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。

（交付対象・交付額）病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104 千円/床
※休床の場合は 2,052 千円/床

2　事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の解雇等様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

3　支給対象

（１）　令和７年 12 月 16 日から令和９年３月 31 日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第 30 条の４第 10 項から 12 項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。）の削減を行う医療機関

（２）　「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」により削減の意向を示しつつ、令和６年 12 月 17 日から令和７年９月 30 日までに削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関

（３）　「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

※支給対象外となる病床については、参考資料１「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」参照

4　留意事項

以下に該当する場合においては、医療法第 30 条の 14 第１項に規定する協議の場（地域医療構想調整会）等において議論を行った上で削減を行うこと。

（１）都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合。
（２）令和９年３月 31 日時点において廃院する予定の場合
（３）現に患者が入院している病床を削減する場合
（４）病床数をあわせて 100 床以上削減をする場合
（５）その他、都道府県において議論が必要と認める場合

※（１）（２）については、病床数適正化緊急支援事業実施要綱において、地域医療構想調整会議において議論を行った上で、当該地域における医療提供体制に支障がないものと認めたものは支給対象として差し支えない旨が規定されている。

5　第２回病床数適正化緊急支援事業の申請状況と協議の必要性について

・　第２回病床数適正化緊急支援事業において、肝属保健医療圏では８つの医療機関からの申請があった。

・　各申請ごとの地域医療構想調整会議における協議の必要性については、病床数適正化緊急支援事業実施要綱や過去の地域医療構想調整会議での説明・合意の状況を踏まえ、以下のとおり整理される。

①　留意事項（１）～（５）のいずれにも該当しないもの。
→協議不要

②　留意事項（１）～（５）のいずれかに該当するが、今回の申請内容（病床数の削減等）について、既に過去の調整会議で説明・合意済のもの。
→協議不要

③　留意事項（１）～（５）のいずれかに該当し、申請内容について、過去の調整会議で説明・合意がなされていないもの。
→協議必要

【第２回病床数適正化緊急支援事業において申請のあった医療機関】

No.	医療機関名	考え方	今回の調整会議における協議の必要性
1	前田内科	②に該当	不要
2	かのや東病院	②に該当	不要
3	おばま医院	②に該当	不要
4	肝属郡医師会立病院	①に該当	不要
5	寿レディースクリニック	①に該当	不要
6	内村産婦人科	①に該当	不要
7	いしかわ耳鼻咽喉科	③に該当	必要
8	桑波田産婦人科	③に該当	必要

【報告】
第２回病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について

前田内科

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	0	0	0	13	13	留意事項（1）削減により都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合に該当するが、無床診療所へ変更することについて既に過去の調整会議にて説明、合意済。そのため、改めて協議する必要はない。
削減後	0	0	0	0	0	0	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	0	0	0	−13	− 13	13

【削減（予定）日】
2027 年３月

かのや東病院

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	20	0	0	0	20	留意事項（３）現に患者が入院している病床を削減する場合に該当するが、無床診療所へ変更することについて既に過去の調整会議にて説明、合意済。そのため、改めて協議する必要はない。
削減後	0	0	0	0	0	0	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	−20	0	0	0	−20	20

【削減（予定）日】
2027 年３月

おばま医院

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	0	0	0	9	9	留意事項（1）都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合に該当するが、無床診療所へ変更することについて既に過去の調整会議にて説明、合意済。そのため、改めて協議する必要はない。
削減後	0	0	0	0	0	0	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	0	0	0	-9	-9	9

【削減（予定）日】
2027 年３月

肝属郡医師会立病院

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	0	54	96	36	186	留意事項(1)～(5)のいずれにも該当しないため協議不要。 ※なお、病床削減について既に過去の調整会議にて説明、合意済。
削減後	0	0	50	82	0	132	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	0	-4	-14	-36	-54	50

【削減（予定）日】
2027 年３月

寿レディースクリニック

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	9	0	0	0	9	留意事項(1)～(5)のいずれにも該当しないため協議不要。
削減後	0	4	0	0	0	4	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	-5	0	0	0	-5	5

【削減（予定）日】
2027 年３月

内村産婦人科

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	14	0	0	0	14	留意事項(1)～(5)のいずれにも該当しないため協議不要。
削減後	0	7	0	0	0	7	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	-7	0	0	0	-7	7

【削減（予定）日】
2027 年３月